

令和6年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和6年12月18日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第51号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について
第52号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散について
第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について
第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について
第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第59号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
陳情第13号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書
陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情
- 日程第3 議員提出議案第4号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第66号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第67号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第68号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君

7番 田 境 毅 君 8番 石 原 昇 君 9番 都 築 幸 夫 君
10番 黒 木 一 君 11番 廣 野 房 男 君 12番 稲 吉 照 夫 君
13番 笹 野 康 男 君 14番 丸 山 千 代 子 君 15番 鈴 木 久 夫 君
16番 藤 江 徹 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君 企 画 部 長 内 田 守 君
総 務 部 長 林 保 克 君 参 事 (税 務 担 当) 稲 熊 公 孝 君
住 民 小 じ ゃ 部 長 三 浦 正 義 君 健 康 福 祉 部 長 山 本 晴 彦 君
参 事 (健 康 保 健 担 当) 金 澤 一 徳 君 環 境 経 済 部 長 大 熊 隆 之 君
建 設 部 長 鳥 居 靖 久 君 上 下 水 道 部 長 齋 藤 啓 一 君
消 防 長 山 本 秀 幸 君 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14人です。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番 笹野康男君及び14番 丸山千代子君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第51号議案から第62号議案までの12件、陳情第13号から陳情第15号までの3件を一括議題といたします。

これから、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務教育委員会の審査結果報告をいたします。総務教育委員会の審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和6年12月18日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和6年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をします。

第51号 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出

総務教育委員会所管部分、第1条、歳入、4,125万6,000円追加。歳出、79万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出、12万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第13号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書

国及び関係機関に対し、核兵器禁止条約への調印、批准を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築君。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和6年12月18日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和6年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第53号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

コンビニエンスストアに係る交付手数料を減額することでコンビニエンスストア交付の利用を促進し、町民サービスの向上を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 岡崎市額田郡模範造林組合の解散について

令和7年3月31日をもって岡崎市額田郡模範造林組合を解散することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について

令和7年3月31日をもって岡崎市額田郡模範造林組合を解散することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について

令和7年3月31日をもって岡崎市額田郡模範造林組合を解散することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出

福祉産業建設委員会所管部分、第1条、歳入、896万7,000円追加。歳出、4,223万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出、80万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出、4,071万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

第2条、特例的収入及び支出、予算第4条の2、未収金1,239万2,000円を1,271万5,000円に改める。未払金9,477万6,000円を5,094万9,000円に改める。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国、県、町に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

13番、笹野君。

[1 3 番 笹野康男君 登壇]

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

議会運営委員会審査結果報告書

令和6年12月18日

議長 藤江 徹様

委員長 笹野康男

令和6年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情

令和5年度新規事業及び合併70周年記念事業の評価を行い、町民への説明責任を果たすよう求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

[1 3 番 笹野康男君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、議会運営委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、議会運営委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案12件と陳情3件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、岩本君。

[6 番 岩本知帆君 登壇]

○6番（岩本知帆君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情について、反対の立場から討論いたします。

陳情の趣旨は、幸田町議会基本条例に基づき、令和5年度新規事業及び70周年記念事業の評価を行い、町民への説明責任を果たすというものです。しかしながら、令和70周年記念事業は、年度末まで引き続き実施される予定であり、現時点では評価を行う段階には至っておりません。このため、現状では本陳情に反対させていただきます。

一方で、幸田町議会基本条例において、第2条、議会は、事務の執行の監査及び評価を行う。第8条、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、説明責任を果たすと規定されているとおり、議会には二元代表制の一翼を担う責任、責務があります。それは町行政に対する監査及び評価を適切に行い、町民の皆様に分かりやすく情報をお伝えすることです。陳情者の趣旨や町民の皆様の声を受け、私自身、議会からの情報発信が不十分であるという認識を持っており、これを改善すべき課題だと考えております。

今年の春には、議会基本条例に基づく初の評価を実施いたしました。その中で、幸田町議会に不足している点を把握し、改善に向けて取り組んでいるところです。具体的には、議会からの情報発信手段である議会広報の購読率向上やほかの媒体による情報発信、町民の皆様の御意見を直接伺う方法についての検討を進めております。また、今年度の評価に向けては、評価方法の見直し作業も行っていくところです。これにより、議会及び議員の責務として、町民の皆様への説明責任を果たせるよう努めてまいります。

70周年記念事業については、年度末までの継続中であり、事業終了後にしっかりと評価を行うべき段階であると考えます。よって、現時点での本陳情には反対の立場を取らせていただきます。

以上、私の反対討論といたします。

〔6番 岩本知帆君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） それでは、討論に付されております案件につきまして、賛成の立場を明らかにしてまいります。

陳情第13号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書であります。

被爆者の願いは、核廃絶であります。80年前に原子爆弾の非人道的な被害を受け、自分たちと同じ苦しみを地球上の誰にも味わわせてはならないと今日まで一貫して核兵器の使用禁止、廃絶を求めて、自らの苦しい体験の証言を通して訴え続けてきたこの活動と被爆者一人一人の働きが高く評価され、日本の被爆者団体である日本原水爆被害者団体協議会いわゆる日本被団協であります。2024年のノーベル平和賞を受賞いたしました。2017年は核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANが受賞をしております。

核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効し、世界の94か国が調印し、73か国が批准をしております。日本政府においても、各兵器禁止条約に調印・批准を求めています。日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、日本の果たす役割は、核の脅威、核の

危機を食い止めることであります。そのためにも、核兵器禁止条約に調印・批准を求めるものであり、この陳情に賛成するものであります。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

この陳情は、愛知自治体キャラバンが県内全ての自治体を訪問し、どの自治体に住んでもひとしく同じ介護・医療・福祉など受けられるようサービスの充実を目指して取り組んでいる運動であります。

幸田町においては、実施しているもの、あるいは実施していないものを比較をし、そして充実を目指す施策が盛り込まれており、陳情内容は多岐にわたるものであります。国政や県政に関わるものについては、国や県に対しての意見書を提出いただく内容となっております。

医療、介護、保育、学童などで働くケア労働者の賃上げが国民生活の安心・安全の上で緊急課題となっております。ケア労働者はコロナ禍で国民の命と暮らしを守るため奮闘してきましたが、診療報酬、介護報酬などの抑制の下でもともと他産業より低い賃金水準に置かれてきた上に、物価高騰で賃金低迷に拍車がかかり、相次いで深刻な人員不足となっております。これは幸田町においても同様であります。介護離職、介護倒産などを生んでおります。処遇改善などを求めていく必要があります。

厚生労働省は、社会保障審議会の部会で、高額療養費の自己負担の上限引上げで、患者負担を増やすことで、国民の保険料負担軽減を図るとしておりますが、患者負担の引上げではなく、医療費への国の負担率を引き上げることこそ必要であります。

安城市では学校給食が無償化をされました。幸田町では学校給食無償化にはなっておりません。しかし幸田町では、保育園、幼稚園の食費応援、学校給食費の賄い材料費応援で、給食費値上げを抑え努力をしております。幸田町の財政だけで無償化は難しいものもあります。財政力のある愛知県で率先して取り組んでほしいものであり、県の補助制度を求めていく、このことを要望するものであります。

幸田町の学校給食費必要額は年約2億円であり、愛知県が半額負担すれば、約1億円となります。幸田町の一般会計予算の0.5%で実施できるものであります。東京都は都の補助で100%学校給食無償化になりました。このように、父母の願い、ニーズに応えるためにもこの陳情を採択し、国や県に意見書を提出するように求めて賛成討論いたします。

陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情であります。

議会基本条例が施行されてから1年、全議員による検証を行いました。これは第18条の、議会は毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証することに基づいているものであります。そして達成されていない項目をどのように進めていくか話し合わせ、議会アンケートに取り組み、町民ニーズの把握をすることとし、来年度議会アンケートの予算要望もしております。議会が一丸となって取り組んでいくには、話し合いが必要であり、議員間討議を重ねていかなければ前に進めませんが、議会基本条例によって、幸田町議会の活性化が図られると思います。

しかしながら、陳情にある第6条の町民に対して議会情報を積極的に伝え、説明責任を果たすことについては、議会広報だけでは不十分であり、積極的に町民の負託に応えられる取組が必要と考えます。この陳情は、そうした議会の取組を後押しするもので、共感できるものであります。幸田町議会がさらに活性化し、町民の期待に応える議会となるように求めて、この陳情に賛成するものであります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 第51号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について反対をしましてまいります。

国において、侮辱罪厳罰化と禁錮、懲役を廃止し拘禁刑創設を盛り込んだ刑法改定案が2022年6月に可決をいたしました。自由刑のうち、懲役と禁錮が一本化されることに伴い、幸田町で関係する幸田町個人情報の保護に関する法律施行条、例幸田町職員の給与に関する条例、幸田町消防団条例、幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の4本を一部改正するものであります。

この刑罰には重いものから、死刑、懲役、禁錮、罰金となっておりますが、懲役とは、刑事施設において収監され、刑務作業を義務づけられる刑罰で、無期と有期役あり、有期役は最大30年となっております。禁錮刑には刑務作業の義務はありません。労務作業のない身柄拘束刑であります。しかし、多くの受刑者が自発的に刑務作業、いわゆる強制的ではないものであります、これをしてしているとされております。

そこで2025年6月1日から同様のものだからとして、拘禁刑に一本化したものであります。新設される拘禁刑は、改善、更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な措置を行うことができると定め、受刑者の特性に応じ作業と指導をベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにする、このことが可能となりました。これは、今まで禁錮刑にはなかった作業を強制するもので、強制労働を課すものとなっております。行き過ぎれば危険な事態を招くものとなり、権力者の乱用のおそれにもなりません。国会で日本共産党は、拘禁刑の刑務作業、改善指導を義務づけず、自由の剥奪のみとすることを修正を主張し、反対をしております。

よって、この第51号議案については、反対するものであります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、稲吉君。

〔12番 稲吉照夫君 登壇〕

○12番（稲吉照夫君） おはようございます。

陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情に対する採択の立場で討論に参加させていただきます。

まず最初に、陳情者、伊澤伸一氏の陳情の全文を読み上げさせていただきます。

令和5年4月1日に、幸田町議会基本条例が施行されてから1年半が経過しました。

この間の幸田町の財政状況は、令和5年度決算では、ふるさと納税寄附金が30億円あったにもかかわらず、全基金の残高合計は、前年度末よりも3.8億円減少しています。

一方で、順調に減らしてきた地方債の残高は増加に転じ、前年度末よりも全会計合計で2.5億円増えています。1年で流動資産が6.3億円も減っています。この原因が何であるのか、将来の備えである基金を減らし、子どもたちに借金の返済義務を負わせてでも、今行うべき事業ばかりなのか、私たち町民には明らかにされていません。将来、多額の予算を必要とする博物館や福祉医療ゾーンの開発計画など、コンセプトや必要性、さらに事業費が幾らかかるのか、将来に負担を求める金額の概算額さえ知らされておられません。

このように、不透明な大型事業を計画されているにもかかわらず、町村合併70周年記念事業として5億円以上の予算が計上されています。町村の祝賀行事費としては破格の規模で進められています。同じ5億円でも町民が望む学校等公共施設の洋式トイレ化など、重点先行整備されたならば、記念事業のレガシーとして理解できるとの声も聞きます。

さらに、本町の依存度の高いふるさと納税も明らかにフェーズが変化してきています。令和5年度の寄附額上位50自治体の中に、名古屋市をはじめ、政令都市と県庁所在地自治体が5団体あります。都市から地方への支援が目的であったものが、都市から都市への寄附が主流になると、もはや本末転倒であります。来年10月からは制度の一部見直しが決まっていますが、ふるさと納税制度は国が関与した小手先の改革ではすぐに行き詰まるのではないかと危惧しています。

このような状況下において、幸田町議会基本条例第2条では、議会は、事務の執行の監視及び評価を行うと定め、第6条では、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、説明責任を果たすと明確に規定されています。また、第18条では、議会は毎年度、この条例の目的が達成されているかどうか検証することとなっており、本条例前文で明記されている二元代表制として議会が十分機能しているか検証する必要があると考えます。成瀬町政になってから多くの新規事業が行われています。これらの中には、KPI指標の設定すら疑問なものもあります。まずは、令和5年度新規事業及び合併70周年記念事業の評価を行い、町民への説明責任を果たしていただきますよう陳情いたします。

この陳情を受け、採択すべき意見を述べさせていただきます。

議会基本条例は、令和5年3月定例会本会議において全議員賛成で議決され、令和5年4月1日に施行されたことを改めて確認しておきたいと思えます。そこで、議会基本条例の検証を行うとして、令和6年2月に全議員に対しアンケート調査が行われ、5月のFT会、フリートークの会ですね、で一部を検証しただけでした。しかも町民への議会報告など町民への説明会を実行されなく、アンケート調査が方向づけられました。後退した結論になったのではないのでしょうか。過去においては、町民との対話は2年に一度、議会報告会が行われましたが、参加の減少等内容の不十分さ等、検討が必要になり中止になりました。その後、議会議員選挙により、1人欠員というショックを受け、議会、議員について意見を求めようと各種団体とのタウンミーティングが行われてきた経緯があり、町民との関わり方を模索しながら実施してきたのに、今回のアンケート調査

の方向づけは、後退してしまったと言わざるを得ません。どのようにしたらできるかを議論すべきではなかったのではないのでしょうか。議会基本条例を制定して、最初からこのありさまは情けないと言わざるを得ません。こんな思いは私だけでしょうか。

次に、町長等々の議会の関係であります。協議会が年4回開催されていますが、審議が本当に生かされているのでしょうか。協議会開催後、半月ほどで議案が提出されず。協議会で出された項目がそのまま議案として上程されることが多くあります。協議会で審議された内容は、盛り込まれていけばよいが、最近は全くと言っていいほどありません。時間的余裕を持った形で協議会で審議されれば、議案に反映されるのではないのでしょうか。議会の在り方にも改善が必要ではないのでしょうか。二元代表制の下、協議会の在り方、議会の進め方を再度検討する必要があると考えますがいかがでしょうか。ぜひ検討を願いたいと思います。

次に、議会の在り方ですが、1人会派の議員の意見を真摯に検討していただく制度、体制づくりが必要ではないのでしょうか。例えば今年度、議会のタブレットの導入が実施されました。しかし、これは今までの紙での資料がタブレットになっただけで、庁舎外で活用はできません。デジタル化が進んでいる今、今回の機種採用は甚だ疑問に感じませんか、皆さん。議会としてはどのような機能を持ったタブレットにすべきか、議員の意見を吸い上げた結果のタブレットにさせていただいたかった。このように議員の声が議会に反映されないのでは、町民の声が議会に反映されるのでしょうか。議会の中に新たな制度、機構の構築を求めます。

そこで、他町村の例をお話します。沖縄県読谷村に先日視察研修に行ってきました。読谷村は、人口も幸田町と同じくらい4万2,000人ほどで、議員は19人です。読谷村では議会活性化委員会を設置して、全員協議会等が出された意見、あるいは一議員個々の意見を取り上げ、どうするかを検討する機会を持ち、結果を議会に反映していると聞きました。我がまちでもこうした取組が必要ではないのでしょうか。こういった取組こそが議会基本条例に沿った活動ではないのでしょうか。今回の陳情を真摯に受け止め、我が議会が充実することを願い、採択し、今後こうした陳情が出ないように努力すべきと判断しました。皆さん、よく考えてください。採択としての討論を終わります。

〔12番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時49分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、上程議案12件と陳情3件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第51号議案 幸町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第13号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第14号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第15号 幸田町議会基本条例に規定する議会による町民への説明責任を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第15号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、議員提出議案第4号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、以上を議題といたします。

議員提出議案第4号について趣旨説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 改めまして、おはようございます。

議員提出議案第4号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
幸田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出する。

令和6年12月18日

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	石原昇
	〃	岩本知帆
	〃	田境毅
	〃	都築幸夫
	〃	廣野房男

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。

2ページを御覧ください。

幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

幸田町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年幸田町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 趣旨説明は終わりました。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案について、質疑を行います。

質疑は、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

議員提出議案第4号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第4号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第4号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正ついてを原案どおり決定することに賛成の方は起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4

○議長（藤江 徹君） 日程第4、第63号議案から第68号議案までの6件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第63号議案から第65号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例の第6条第2項に規定する期末手当の支給割合に

ついて、まず第1条関係としましては、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改め、次に第2条関係において、令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を第1条で改正した100分の175から100分の172.5とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については、令和7年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、国の取扱いに準じ、令和6年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和6年12月1日とするものであります。それに伴い、既に12月10日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書3ページをお開きください。

第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、4ページから6ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第63号議案と同じく内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例におきましても、条例の第5条第2項に規定する期末手当の支給割合について、まず第1条関係としましては、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改め、次に第2条において、令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を第1条で改正した100分の175から100分の172.5とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第63号議案と同じく、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については令和7年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、国の取扱いに準じ、令和6年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和6年12月1日とするものであります。それに伴い、既に12月10日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページから30ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和6年8月8日に人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されまして、11月29日に人事院勧告どおりの内容と

することが閣議決定されております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が12月12日に衆議院本会議で可決され、さらに昨日、12月17日には参議院本会議にて可決、成立したところでございます。これによりまして、本条例を追加提出させていただくものでございます。

議案書6ページからと議案関係資料の7ページからを御覧ください。

改正の概要につきましては、第1条及び第2条関係については、ともに常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。施行期日より区分しており、また、第3条及び第4条関係については、特定任期付職員に係る改正を施行期日より区分しており、第5条関係については、会計年度任用職員に係る改正ということで、それぞれ分かれております。

まず第1条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例の第20条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5と、0.05か月分引き上げ、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の68.75から100分の71.25と、0.025か月分引き上げ、また第21条第2項に規定する令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の102.5から100分の107.5と0.05か月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については100分の48.75から100分の51.25と0.025か月分を引き上げ、さらに給料表の別表第一及び別表第二を議案書7ページから13ページまでにあるとおり改めるものであります。

この給料表の改定につきましては、初任給の引上げと若年層職員に重点を置きつつ、給料表全体の引上げを行うものであります。なお、これらの第1条関係の改正につきましては、国の取扱いに準じ、令和6年4月1日に遡って適用するものであります。

この改正により、令和6年度の影響見込額としましては、給料表の改正に伴うものとして、約7,840万円、そして期末手当、勤勉手当の支給割合の改定による引上げに伴うものとして約4,135万円、それぞれ増額となる見込みであります。

続いて第2条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例第20条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に、令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を6月及び12月ともに100分の125に、同条第3に規定する定年前再任用短時間勤務職員に令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を、6月及び12月ともに100分の70に改め、また第21条第2項に規定する令和7年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月及び12月ともに100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月ともに100分の50に改めるものであります。

そして、第3条関係につきましては、幸田町一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の給料表を改め、第8条第2項に規定する令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175とするものであります。

さらに、第4条関係につきましては、同じく幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項に規定する、令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を、6月及び12月ともに100分の172.5に改めるものであります。

ちなみに、本町では現在、対象となる特定任期付職員は採用しておりません。

そして、第5条関係につきましては、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例別表第1、これはフルタイム会計年度任用職員の給料表であります。これを議案書15ページ及び16ページにあるとおり改めるものであります。なお、第5条関係の改正につきましては、令和6年4月1日に遡って適用するものであります。

施行期日につきましては、第1条第3条及び第5条の規定は、公布の日であります。また、第1条の規定による改正後の幸田町職員の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定の適用日を令和6年4月1日としております。さらに第2条及び第4条の規定は、施行期日を令和7年4月1日とするものであります。既に支給された令和6年4月以降の給料及び12月10日に支給された期末手当については、改正後の条例の規定による給料及び期末手当の内払いとみなし、その差額分は年内に追加で支給する予定であります。

以上、第63号議案から65号議案までの提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。補正予算関係につきましては第66号議案はじめ3件であります。

第66号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また議案関係資料は31ページから38ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,236万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億3,905万6,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正のとおり、全2事業につきまして、繰越明許費の追加をお願いするものであります。初めに15款総務費、公用自動車（48号車）購入事業であります。この事業は、職員による公用自動車の自損事故に伴う車両の買換えを行うため、本年第3回幸田町議会定例会において、その更新に係る費用を補正予算に計上し、お認めいただいたものであります。10月に入り速やかに入札を執行いたしました。令和6年度内での車両納入が見込めないとの理由により、全社入札辞退となりました。

しかしながら、当該車両を欠く状況は公務に大きな影響を及ぼすことから、一刻も早い車両納入ができるよう、419万5,000円を限度額として繰越しをお願いするものであります。

20款民生費につきましては、公用自動車（30号車）購入事業であります。この事業は、地域活動支援センターを利用する障害者の送迎用車両について、経年劣化による

買換えを行うため、当初予算に計上していたものであります。

しかしながら、自動車販売事業者から自動車の納入の見通しが立たないとの申出があり、早くして令和7年2月の受注再開の見込みと確認し、令和6年度内での車両納入が見込めない状況となったことから、受注再開後、一刻も早い車両納入ができるよう、50万1,000円を限度額として繰越しをお願いするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金7,236万1,000円を追加しまして、一般財源として繰り入れるものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

歳出につきましては、各款にわたりまして職員及び会計年度任用職員の人件費の補正をお願いしております。その主な内容といたしましては、給与改定に伴いまして、報酬、給料、職員手当等及び共済費について特別職は15万1,000円、一般職は4,633万9,000円、会計年度任用職員2,307万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

補正予算説明書14ページを御覧ください。

35款農林水産業費につきましては、下水道事業会計（集排）繰出事業におきまして、事務的補助金10万5,000円を追加するものであります。これは、この後、第68号議案でも説明いたしますが、給与改定に伴いまして、人件費相当分を追加するものであります。

補正予算説明書16ページを御覧ください。

45款土木費につきましては、下水道事業会計繰出事業におきまして、事務的補助金113万2,000円及び建設的補助金155万8,000円をそれぞれ追加するものであります。こちらもこの後、第68号議案で説明いたしますが、給与改定に伴いまして、人件費相当分を追加するものであります。

以上が令和6年度、幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

次に、第67号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書は23ページを御覧ください。

また議案関係資料は、31ページ及び39ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,034万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億3,450万8,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は32ページからを御覧ください。

10款介護保険料につきましては、介護保険料の見込みによりまして、特別徴収保険料6,300万円を追加するものであります。また、普通徴収保険料につきましては、1,900万円を減額するものであります。

40款繰入金におきましては、介護保険料の見込みによりまして、介護給付費準備基金繰入金2,365万7,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は34ページを御覧ください。

10款総務費につきましては、給与改定に伴い、会計年度任用職員手当等4万8,000円を追加するものであります。

35款積立基金につきましては、歳入における介護保険料及び歳出事業費の見込みの状況を踏まえまして、介護給付費準備基金積立金2,029万5,000円を追加するものであります。

以上が令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第68号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算説明書は37ページを御覧ください。

また、議案関係資料は31ページ、40ページ及び41ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条総則であります。令和6年度幸田町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとして、以下、地方公営企業法施行令に基づき作成した予算につきまして、補正予算に係る事項を記載しております。内容としましては、給与改定に基づき改めるものであります。

第2条業務の予定量につきましては、令和6年度幸田町下水道事業会計予算（以下、予算という）第2条に定めた業務の予定量におきまして、（4）主な建設改良事業、管路建設費3億6,649万8,000円を3億6,805万6,000円に改めるものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額におきまして、初めに収入については、第1款下水道事業収益16億4,284万6,000円を16億4,408万3,000円に、第2項営業外収益8億7,247万9,000円を8億7,371万6,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に支出につきましては、第1款下水道事業費用16億3,790万5,000円を16億3,914万2,000円に、第1項営業費用12億893万9,000円を12億1,017万6,000円にそれぞれ改めるものであります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額におきまして、初めに収入については、第1款資本的収入5億4,203万円を5億4,358万8,000円に。

続けて、補正予算書38ページを御覧ください。

第3項他会計補助金8,870万円を9,025万8,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出7億3,157万6,000円を7億3,313万4,000円に、第1項建設改良費4億4,678万6,000円を4億4,834万4,000円にそれぞれ改めるものであります。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算8条に定めた経費の金額におきまして、(1)職員給与費7,584万3,000円を7,863万8,000円に改めるものであります。

第6条他会計からの補助金につきましては、予算第9条中4億342万7,000円を4億622万2,000円に改めるものであります。

また、補正予算説明書につきましては、同じく給与改定に伴い、39ページ及び40ページの令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算実施計画41ページの令和6年度幸田町下水道事業予定キャッシュフロー計算書、42ページ及び43ページの補正予算給与費明細書、44ページ及び45ページの令和6年度幸田町下水道事業予定貸借対照表、46ページから48ページまでの注記並びに49ページの令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算実施計画説明書を改めております。

以上が令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算(第2号)の概要説明であります。

以上、令和6年第4回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案の3件、補正予算3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第63号議案の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) なしと認め、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) なしと認め、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) 今回、人勧に基づいて地域手当、これを見直されることになったわけでありませけれども、幸田町においてはどのようになっているのかお尋ねしたいと

思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回の人勸におきましても、地域手当に関する条項が盛り込まれていることでございます。法改正等のほうも国におきましては、この影響を受けて審議が行われてきたという経過がございます。

本町におきましてもこの地域手当につきましては、人事院規則におきまして10年ごとに見直されるという中で、今年度が該当いたしますので、当然、これ見直し等々を視野に入れながら考えていく必要があるというふうに思っております。

今回のこの議案の上程に際しましては、地域手当に関する条項は盛り込んでおりませんが、当然、これ考えていく必要がございますので、新年度予算、また3月議会等々での御審議を視野にしまして検討を進めているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、給料表についてお伺いをいたします。

今回は、国家公務員の月給を2.76%引き上げたということで、2%を超えるこの引上げ水準、これは32年ぶりと言われております。そこで問題になってきました高校卒業一般職のこの給料も最賃を下回る状態が続いていたわけでありましたが、これが解消される見込みとなるというような報道がございました。

そこでお聞きするわけでございますが、幸田町のこの高校卒業の初任給は、給料表のどこに該当するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 高校卒業の方につきましては、1級の9号給ということで、今回の議案関係資料で言いますと、改正後の表10ページになりますけれども、ここの職務の級1級、号給が9というところを御覧いただきますと、19万4,500円という記載がございます。参考までに、この改正前につきましては、17万900円でございますので、2万3,600円の引上げ、13.8%の引上げという状況となっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 若年層に手厚く引上げをされたわけでございますけれども、中年、あるいは中高年層に対しては、あと再任用職員、こうした方たちの引上げ率はどうなっているのかお尋ねしたいというふうに思います。この物価上昇に見合ったものになっているのかどうかということでございますけれども、1%台というような説明もあったわけでございますが、幸田町においてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 再任用職員につきましては、議案関係資料7ページ、こちらのほうに今回の条例等の一部改正のあらましという表がございます。これ5条立てになっておりまして、再任用職員につきましては、この3の改正の概要、定年前再任用短時間勤務職員、ここに該当をしております。それぞれ令和6年12月期、令和7年度以降、これが6月と12月ということでございますけれども、この改正前、改正後の率、この増減によってこのたび度措置がされるということでもあります。ウの勤勉手当につきまして

も、定年前再任用短時間勤務職員という、この欄を見ていただきまして、それぞれ12月、今年の12月期、来年度の6月、12月期ということで改正前、改正後の増減がうたわれているということでございます。

率につきましては、すみません、ここですばりとお答えすることができません。

○議長（藤江 徹君） 以上で14番、丸山君の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、第67号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第68号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、第68号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案6件について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第63号議案 幸田町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第67号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、令和6年11月29日に招集された令和6年第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時39分

○議長(藤江 徹君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和6年第4回の幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る11月29日から本日までに至る20日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議いただき、本日追加上程させていただきました議案も含め、私どもが提出いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましても、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

まず、報告についてでございますが、3点ございます。

1点目につきましては、第12回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会の結果についてでございます。

去る12月14日、土曜日に愛知県国際展示場にて、第12回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会が開催されました。幸田町少年少女発明クラブから深溝小学校6年生3名で編成されたチーム名「深溝発明家」が町の代表として「パソコン操作で家事～お母さんを楽にする方法～」という作品で参加し、見事金賞に当たる特許庁長官賞を受賞しました。おめでとうございます。

2点目につきましては、報道等がされております、いわゆる103万円の壁の見直しについてでございます。

これまで扶養の範囲内で働くなどの就業調整をしていた人たちの就労を促すことなど

を目的に、所得税が課税されないラインである103万円を178万円にすることが令和7年度税制改正で議論されております。

これによりまして、町民税の減収が懸念されるところであります。令和6年度課税をベースに給与収入で178万円未満までの人が非課税となり、扶養の対象にもなる場合や全ての納税者の基礎控除を引き上げる場合など様々な制度設計を考慮して試算しましたところ、およそ6,500万円から最大で8億円程度の税収の落ち込みが懸念されます。

この地方の減収分については、国が十分補填するよう全国知事会において石破首相に要望をいたしているところでございます。十分に注視してまいりたいと思っておりますのでございます。

3点目の報告であります。

議決をいただきました給与、報酬等の条例改正についてであります。

既に支給されました令和6年4月以降の給料及び12月10日に支給された期末手当については、改正後の条例の規定による給料及び期末手当の内払いとみなし、その差額は年内の12月23日の月曜日に追加で支給をする予定でございますので、よろしく申し上げます。

次に、イベント等についてのお知らせでございます。

新春のイベントなどの関係でございます。

年明けには、1月11日、土曜日、幸田町消防出初め式、12日、日曜日には、半年以上かけられてつくられた最大13畳の大だこが新春の空を舞い上がる幸田町町村合併70周年記念「こうた凧揚げまつり」、13日、月曜日、成人の日には、令和7年二十歳のつどい、26日、日曜日には、幸田町町村合併70周年記念第47回幸田町新春駅伝・ファミリージョギング大会を開催いたします。

年明けからイベント等がめじろ押しでございますが、ぜひ御参加いただき、共に盛り上げていただきたいと思いますと思っております。

さて、今年も残すところあと僅かでございます。年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われまします。議員の皆様方におかれましては、健康にはくれぐれも御留意をいただき、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして明るくよい年でありますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

本年も、余すところ、僅かとなりました。

月日のたつのが毎年毎年早く感じるようになってきております。

新しい年が、皆さんにとって、よい年になりますことを心から祈念申し上げます。

大変御苦労さまでした。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年12月18日

議 長

議 員

議 員